

高知工業高等専門学校学生準則

制 定 昭和44年 2月 1日

一部改正 令和 5年 2月16日

第1章 学生の義務

(学生の義務)

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、その言行に責任を持ち、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

(保護者等の要件)

第3条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合において3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者で有り、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第4条 保護者等が死亡、又は資格を失った場合は、直ちに校長に対して、新たに保護者等となる者を定めて誓約書を再提出しなければならない。

第3章 学生証

(交付・携帯・提示)

第5条 学生は、本校において交付する学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求のあったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときは、直ちに校長に返納しなければならない。

(再交付)

第7条 学生証を紛失し、又はき損したときは、直ちに学生証再交付願を校長に提出し、再交付を受けなければならない。

第4章 休学、退学、欠席等

(休学)

第8条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第9条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願

を学級担任を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第 10 条 学生が退学しようとするときは、退学願を学級担任を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(身上異動)

第 11 条 学生は、氏名の変更その他一身上の異動があったときは、直ちに身上異動届を学級担任を経て、校長に提出しなければならない。

(住所の変更)

第 12 条 学生が住居を変更したときは、直ちに住所変更届を学級担任を経て、校長に提出しなければならない。

(欠席等)

第 13 条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に理由を明記した欠席、欠課、遅刻、早退届を学級担任を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

(忌引)

第 14 条 父母近親の喪に服するときは、忌引願を学級担任を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。

第5章 服装及び通学

(服装の制式)

第 15 条 学生は、登下校時には、制服を着用するものとする。ただし、第4学年及び第5学年は、制服以外の服装を着用することができる。

2 制式の服装については、別に定める。

3 学生が、制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての体面を失わないように留意しなければならない。

(バイク等による通学の許可)

第 16 条 学生は、道路交通法第2条の自動車及び原動機付自転車で通学しようとするときは、学生主事の許可を受けなければならない。

2 前項の通学及び許可について必要な事項は、別に定める。

第6章 独立行政法人日本スポーツ振興センター

(健康診断)

第 17 条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

(治療)

第 18 条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

(独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入)

第 19 条 学生は、身体の保全に努めるとともに、災害に対しては、その給付を受けるため、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入に同意し、加入すること。

第7章 学生会等

(学生会)

第20条 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

(学生会準則)

第21条 学生会について必要な事項は、別に定める。

(学生団体結成)

第22条 学生が、学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、学生団体結成願を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(学生団体の解散命令)

第23条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

(校外団体への参加)

第24条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、校外団体参加願を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(校外団体への参加許可の取り消し)

第25条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことがある。

第8章 集会

(集会の許可)

第26条 学生が、校内又は校外において本校名を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、集会行事等許可願を1週間以前に、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

(集会の中止)

第27条 前条の場合において、本校学生の本分に反するような行為が認められるときは、学生主事がその中止を命ずることがある。

第9章 印刷物等の配布及び販売

(印刷物等の配布)

第28条 学生が、校内又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物や電子媒体、電子データおよび情報を配布しようとするときは、当該印刷物2部を添え印刷物等配布許可願を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(印刷物等の販売禁止)

第29条 学生が、校内又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物や電子媒体、電子データおよび情報を販売することを禁止する。

第10章 掲示

(掲示許可)

第30条 学生が校内又は校外において本校名を使用して、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物の写しを添えて、掲示許可願を学生主事に提出し、その許可を受けな

なければならない。

- 2 校内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。
- 3 掲示期間は、原則として1週間以内とし、期日経過後は遅滞なく取り除かなければならない。

第11章 施設・設備の使用

(施設・設備の使用)

第31条 学生及びその団体が、本校の施設、設備を使用しようとするときは、施設・設備使用許可願を使用目的により学生主事又はソーシャルデザイン工学科長、基礎教育長若しくは各コース長等を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備については、この限りでない。

第12章 雑則

(施行細則)

第32条 本則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和44年2月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校学生準則（昭和38年規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行し、平成2年5月31日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年2月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第30条の「ソーシャルデザイン工学科長」には、従前の機械工学科長、電気情報工学科

長、物質工学科長、環境都市デザイン工学科長が含まれる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。